

静岡市議会における議会改革への取組

平成 25 年～28 年

平成 28 年 9 月

静岡市議会

はじめに

平成 24 年 10 月に静岡市議会基本条例が制定された後、初めての選挙により選ばれた議員の皆さんの任期が満了に近づいてまいりました。

そこで、本市議会が取り組んできた議会改革に向けての活動を取りまとめることとしました。

議会改革には議員の皆さんお一人お一人の日頃の議員活動が何よりも重要であり、また、会派での活動も見逃すことはできません。これらについての言及が十分にできていないものではあります。今後、議員の皆さんが行う議会改革に向けた取組みの検証や、これからも不断に続く議会改革について研究・検討するに当たっての基礎資料として本報告書をご活用いただけると幸いです。

平成 28 年 9 月

静岡市議会議長 栗田 裕之

平成 25 年春の改選の後、本市議会が議会改革のために取り組んできた活動を議会基本条例に沿って確認します。

第 1 章から第 3 章までの総則的規定のように取組実績の紹介が難しいものもあるなど、条文ごとに濃淡はありますが、議会基本条例に繋がる活動を活発にしてきたことが分かります。

また、本市議会の取組に加え、議会運営委員会が視察した他都市における取組項目などもあわせて紹介します。

(前文)

静岡市議会は、地方自治制度における二元代表制の下、議員の合議体である議会が担う役割と責任がますます増大する時代にあって、市の執行機関への監視機能及び政策形成機能を効果的かつ効率的に果たすとともに、市民に開かれた議会の実現に向けて、議会改革を実行してきたところである。

しかしながら、著しく変化する社会、経済情勢においては、議会の基本的な理念、議会及び議員の活動方針並びに市民と議会、市の執行機関と議会との関係等を明らかにし、その役割及び責務を十分に果たし、市民の負託に全力で応えるため、市民との協働により、更に市民に開かれた議会へと変革し続けることが求められている。

そこで、静岡市議会は、このような時代の要請を重く受け止め、議員一人ひとりが、住民に選ばれた代表者として公正かつ誠実に行動し、常に議会のあり方を見極め、「市民が心から愛し、誇りに思う静岡」を後世に引き継ぎ、また、大規模地震等の災害対応については、議会として迅速かつ的確に行動し、もって、市民福祉の向上及び本市の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。



静岡市役所本館（議会棟）

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市議会に関する基本的事項を定め、市議会がその役割及び責務を果たすことにより、市民に開かれた市議会の実現を図り、もって市民福祉の向上及び市の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市議会は、市の唯一の議決機関、市の執行機関に対する監視機関並びに政策立案及び政策提言をする機能を有する機関として、市民の意見を市政に反映させるため、公正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

第1条に掲げる「市民に開かれた市議会の実現を図り、もって市民福祉の向上及び市の発展に寄与すること」や第2条の「地方自治の本旨の実現」は、いわば究極目標であり、未来永劫に続くテーマであるといえます。

議会基本条例は、この目的や基本理念に従って行う施策が条文化されていますので、議会改革に向けた取組の紹介は各条に記載します。

また、条例が目指すところの具体像や到達点、それに向けての現時点における水準を共通理解としておくことも議会改革を進めるに当たって重要なものになってくるといった指摘もあります。



平成25年4月臨時会（議場）

第2章 市議会及び市議会議員

(市議会の活動原則)

第3条 市議会は、静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号）第17条に規定する市議会の役割及び責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 充実した審議及び討論を行うこと。
- (2) 議会運営における公正性の確保及び透明性の向上を図ること。
- (3) 市民への説明責任を果たすこと。
- (4) 不断の議会改革に取り組むこと。

本条は、市議会の活動原則を包括的に規定しているものであり、これを受けた個別具体の施策については第3章以下に規定されています。

このため、第3条の規定に基づき実施した内容については、第3章以下で紹介します。

(市議会議員の活動原則)

第4条 市議会議員は、静岡市自治基本条例第18条に規定する市議会議員の役割及び責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の意見の的確な把握に努めること。
- (2) 政策立案及び政策提言に必要な調査研究を行うこと。
- (3) 自らの議会活動を市民にわかりやすく説明すること。
- (4) 自らの資質の向上に努めること。

本条は、我々議員が議会活動を行う際の原則を規定しています。

本報告書で47人それぞれの議員活動を逐一紹介することは現実的ではありませんが、我々議員は自らの活動が第4条に適ったものでなければならないことと、さらに、その説明責任は我々議員自身に課せられていることを理解し、日頃の議員活動に邁進しなければなりません。

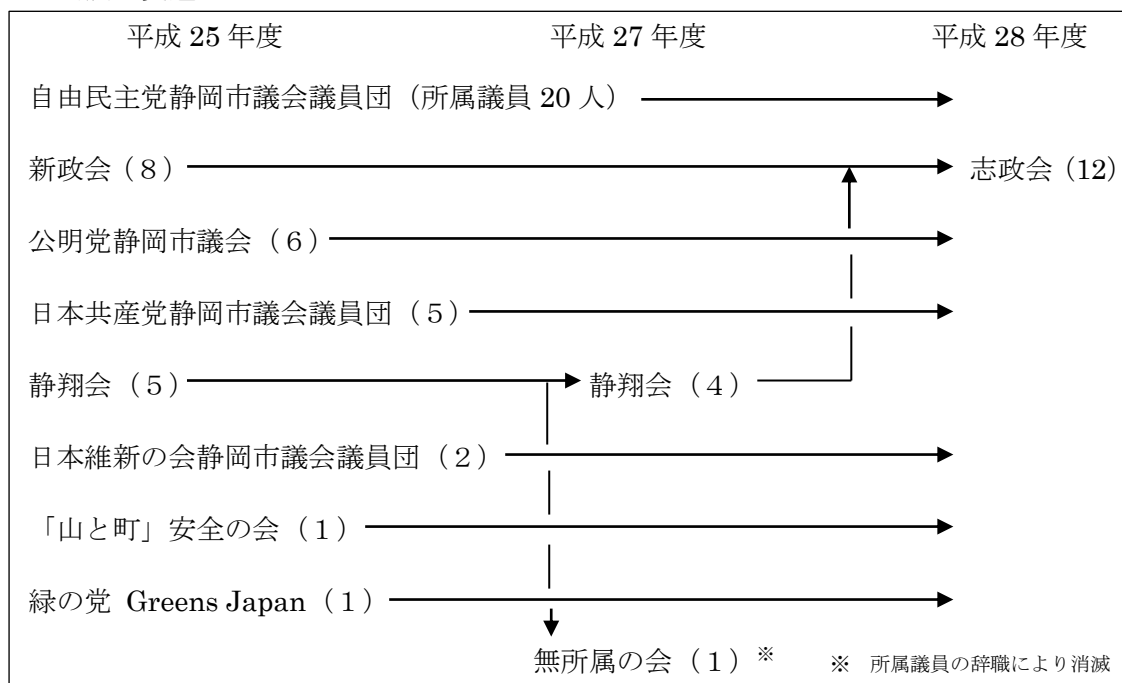
(会派)

第5条 市議会議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、所属の市議会議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

政務活動費の交付先は会派であり、また、総括質問における時間配分や委員会委員を選任する際にも会派を基本に検討するなど、会派は、議会における重要な基本単位となっています。会派数は、平成25年度の8会派から28年度は7会派となっています。

1 会派の変遷



2 会派活動

議案提出や意見書原案作成、議員発議条例の発案など議会機能に直結する活動のほか、視察調査や講演会なども活発に行っています。

3 会派間調整

各会派代表者会議のほか、意見書案の摺合せなどの会派間調整も行っています。また、会派が企画した講演会への参加を他会派に呼びかける例もみられ、常任委員会委員等の選任を検討する各会派代表者会議では少数会派の意見も尊重しています。このように、会派間調整は民主的な議会運営や静岡市議会としての一体性確保にも資しています。

第3章 市民と市議会

(市民との関係)

第6条 市議会は、市民との協働による開かれた市議会の実現に努めるものとする。

- 2 市議会は、市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用に努めるものとする。
- 3 市議会は、請願及び陳情の審査に当たっては、その趣旨を理解するために、当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 4 市議会は、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、市民との意見交換の場を設けるものとする。

1 市民との協働による開かれた議会の実現

(1) コミュニティ紙へのコラム掲載

平成25年度から「タウン新聞しずおか」に毎月コラムを無料掲載しています。

静岡市、焼津市及び藤枝市を配布エリアとし発行部数は140,350部、静岡リビング新聞社との協働により多くの市民に向けて議会情報を発信しています。

(2) 地域FM放送による正副議長等インタビュー

地域FM放送の自主番組として、議長インタビューが放送されました（～平成26年度）。

さらに、26年度及び27年度は、常任委員会及び特別委員会の委員長へのインタビューも放送されました。

なお、株式会社シティエフエム静岡が番組製作し、同社及び株式会社エフエムしみずが放送しました。

2 公聴会及び参考人制度の活用状況

平成25年10月18日に開催した産業振興策調査特別委員会において、法政大学大学院坂本先生を参考人に招き、静岡市の経済成長力の現状と課題及び特別委員会の調査の進め方についてのご意見を頂き、議論の参考としました。

3 請願者又は陳情者からの意見聴取

請願・陳情件数及び意見聴取回数等は以下のとおりです。

【請願・陳情件数等】

	25 年度	26 年度	27 年度
請願・陳情件数	11	13	9
意見聴取回数	11	7	7
採 択 件 数	3	3	2

※1 26年度の陳情件数には前年度からの継続審査1件を含む。

2 意見聴取回数は、陳情・請願の趣旨説明を受けた回数で、招聘したものではない。

4 市民との意見交換の場

(1) 議員発議条例検討時における意見交換

議員発議条例の策定に当たり、広く市民意見を聴取し検討の参考とするための意見交換会等を実施しました。これは、議員発議条例策定時における市民意見聴取に関する手続は市条例で定められたものではなく、市議会独自の取組として実施したものです。

① 静岡市世界遺産三保松原保全活用条例

ア 意見交換会

平成26年9月1日、「(仮称) 静岡市世界遺産三保松原保全活用条例」検討会が清水三保生涯学習交流館で意見交換会を開催しました。

意見交換会には広く市民の皆さんに参加を呼びかけ、54人の市民の皆さんにご参加いただき、活発な意見交換を行いました。



三保松原



意見交換会

イ パブリックコメント

平成26年10月1日から31日までの1箇月間、パブリックコメントを実施し、4人から6件のご意見が寄せられました。

② 静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例

平成28年1月13日から2月12日までの1箇月間、パブリックコメントを実施し、11人から43件のご意見が寄せられました。

③ (仮称) 静岡市市民で守る歩行と自転車の安全条例

ア 意見交換会

平成28年7月28日、第2回「(仮称) 静岡市市民で守る歩行と自転車の安全条

例」検討会で、静岡市交通指導員会や静岡県自転車軽自動車商業協同組合静岡支部など関係 11 団体（警察署及び県・市教育委員会を含む。）から、交通安全に向けた取組が披露されたほか、条例素案に対するご意見等を頂きました。

イ パブリックコメント

平成 28 年 8 月末現在で条例素案を検討している段階ですが、条例素案が確定した後、パブリックコメントを実施する予定としています。

(2) 産業振興策調査特別委員会

平成 27 年度政策提言の作成に向け、市内産業界の実情等を把握するため管内視察及び意見交換会を実施しました。その内容等は次のとおりです。

【平成 27 年度 産業振興策調査特別委員会意見交換会等実施状況】

日時	区分	会場	参加者等（参加者数）
11 月 26 日	管内視察	大原（林業現場）	静岡市林業研究会（5 人）
	意見交換会	藁科都市山村交流センター「わらびこ」	静岡木材業協同組合、静岡市林業研究会（11 人）
1 月 14 日	意見交換会	静岡県産業経済会館	静岡県中小企業団体中央会（6 人）
1 月 21 日	管内視察	内牧（森内茶農園） 新聞（旬ネクト）	左欄参照、各 1 人
	意見交換会	藁科都市山村交流センター「わらびこ」	J A 静岡市、J A しみず他（8 人）
1 月 26 日	意見交換会	清水駅前銀座商店街（まちかどギャラリー）	清水商店街連盟、清水駅前商店街振興組合他（4 人）
	意見交換会	市役所静岡庁舎本館 3 階	呉服町名店街、御伝鷹まちづくり株式会社他（5 人）

※ 参加者数は委員及び当局職員を除く。



管内視察（林業現場）



管内視察（森内茶農園）

(広報の充実)

第7条 市議会は、市議会に対する市民の関心を高めるため、多様な手段を活用することにより、議会活動に関する広報の充実に努めるものとする。

1 議会だより

定例会ごとに年4回、改選直後には臨時号も発行しています。内容は総括質問を中心に、議案ごとの会派別賛否一覧やトピック情報などであり、表紙は市内在住写真家が撮影した市内施設や風景美で彩られています。

発行部数 262,500 部（平成 27 年度、以下同じ。）、全戸配布により市民に届ける最も基礎的な情報発信ツールであり、読みやすい紙面づくりに常に意を用いています。

また、希望する方には議会だより点字版（発行部数 372 部）を届けているほか、CD 等に録音した声の市議会だより（CD174 枚、カセットテープ 216 本）の貸出も行っています。

2 本会議インターネット中継

視聴件数の推移は下表のとおりで、改選があった平成 25 年度の件数が高いことがわかります。

また、平成 28 年度には、スマートホンやタブレットでの視聴を可能とするためのシステム改修を行い、アクセシビリティ（利用者の身体状況や利用環境の影響を受けずに情報システム等を利用できる状態のこと。）の確保に努めることとしました。

なお、9月1日からスマートホン等による視聴が可能となりました。

【インターネット中継アクセス件数】

	25 年度	26 年度	27 年度
視聴件数 (件)	24, 143	20, 772	21, 163

3 静岡市議会ホームページ

トップページアクセス件数の推移は下表のとおりで、概ね年間6万件程度の件数で推移していることがわかります。

また、市民の皆さんに必要な情報を届けるため、平成 27 年度から議案を掲出することとし、28 年度には議長挨拶ページを新たに設け、随時に更新することとしました。この他、姉妹都市による議会訪問などのトピック情報も積極的に発信するようにしました。

なお、従来の本会議傍聴者数に代え平成 26 年度から議会ホームページトップページアクセス数を議会事務局における広報事業の成果指標に掲げています。これは、平日昼間に開催する本会議の傍聴への困難性等により、本会議傍聴者数が広報事業の成果を表象するものではないことからです。さらに、広報事業の目的は傍聴者数を増やすことでは

なく、議会に関心を持つ市民を増やすことであり、議会だよりや本会議開催告知ポスターなど各種広報により議会に関心を持った市民は、本会議傍聴ではなく自ら市議会ホームページにアクセスするという行動をとるであろうといったことも理由の一つです。

【静岡市議会ホームページトップページアクセス件数】

	25年度	26年度	27年度
視聴件数(件)	60,131	55,450	62,278

4 Facebook

平成25年度から市当局が運営する静岡市 Facebook への投稿を開始しました。

開始当初は、会議日程告知などがほとんどでしたが、27年度からはトピック情報も積極的に投稿することとしました。

【静岡市 Facebook への投稿件数】

	25年度	26年度	27年度
投稿件数(件)	9	13	23

5 議会開催告知ポスター

従来からの静鉄電車、駅などに加え、平成27年度からは大学や短期大学などに、さらに28年度からは高等学校にもポスターを掲出し、若い世代に向けても市議会の存在をアピールすることとしました。

6 子ども模擬議会

議場において小学校6年生の児童が市議会議員と市当局に分かれ、シナリオに沿った質問・答弁を通して市議会を体験します。

従来は議会事務局でシナリオを用意していましたが、市議会や市についての理解や関心をより高めることを目指し、平成28年度からは児童が考えた質問もシナリオに組み込むこととしました。

【子ども模擬議会参加児童数等】

	25年度	26年度	27年度
参加児童数等	10校、33学級、 977人	13校、36学級、 1,074人	16校、39学級、 1,149人

7 市民との協働による広報

第6条「1 市民との協働による開かれた議会の実現」参照

8 その他

地域FMラジオによるダイジェスト番組放送等は、従来どおり引き続き実施しました。

また、訴求効果や費用対効果等を勘案し、I A I スタジアム日本平アストロビジョンにおける議会開催告知等は廃止しました。

他都市の状況

議会報告会の開催：北九州市、霧島市（平成 26 年度 議運視察）

（会議等の公開）

第 8 条 市議会は、市議会の会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（第 14 条において「会議等」という。）を原則公開するものとする。

2 市議会は、議会活動に関する資料を積極的に公開するよう努めるものとする。

平成 25 年度以降に開催した市議会の会議は、すべて公開しました。

また、議会広報をとおり、会議傍聴を市民の皆さんに呼びかけています。議員の皆さんにおかれましても、市民の皆さんへの積極的なお声かけをお願いします。

1 傍聴者数

本会議及び委員会における傍聴者数の推移は以下のとおりで、平成 25 年度から 27 年度までは微増傾向が見られます。

【本会議等傍聴者数等】

	25 年度	26 年度	27 年度
本会議（人）	575	645	697
常任委員会（人）	101	77	60
計（人）	676	722	757

2 傍聴環境の整備（傍聴規則及び傍聴規程の弾力的運用）

傍聴規則及び傍聴規程では白杖等の補装具やこれに準じる器具の傍聴席への持込みについての規定はされていません。そこで、「銃器その他危険なもの」の解釈による傍聴受付における混乱も予想されたため、平成 26 年度から議長決裁によりこれらの持込みを可とする運用をすることとしました。

他都市の状況

傍聴環境の整備（手話通訳・要約筆記サービス、児童一時預かりサービス等）
：金沢市（平成 27 年度 議運視察）

第4章 市長等と市議会

(市長等との関係)

第9条 市議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)と緊張ある関係を保持しながら、議決機関としての役割を果たしていくものとする。

本条は、市長等と市議会の関係の原則を示すものです。このため、市長等と緊張ある関係を保持しながら議決機関としての役割を果たした実績については、次条以下に記載します。

(資料の要求)

第10条 市議会は、市長等に対し、審議等に必要な資料の提供を求めることができる。

本条の規定に基づく資料要求に先立つ行為として、議員個人からの資料要求があります。資料要求件数の推移は以下のとおりです。

【資料請求件数】

	25年度	26年度	27年度
資料請求件数	61	96	72

また、市民に分かりやすい決算審査を行うため、決算説明資料(主要施策成果説明書)の見直しを当局に求め、平成24年度決算説明資料から記載の追加されることとなりました。その内容は、予算額、投入コスト及びアウトプットとしての事業成果を記載することどまっていたものに、成果指標を用いたアウトカムを追加して記載するというものです。

これにより、決算審査において単に事業の進捗を審査するのみならず、事業目的や当該事業を包括する施策や政策まで議論するなど市民に分かりやすい決算審査を行う環境が向上しました。

2 国県道及び市道整備(道路計画課)

国県道及び市道の改良整備を実施し、安全で円滑な交通の確保と生活環境の向上を図った。

これにより、(主)梅ヶ島温泉昭和線(関の沢橋)の新橋を開通し、(国)150号・静岡バイパス、(国)362号(羽島～安西)、(主)清水富士宮線(庵原)、静岡下島線などの改良整備を進めた。

区 分	路 線 名	事 業 費
道路改良	(国県道) (国)150号 外15路線	6,822,983,846円
	(市 道) 静岡下島線 外180路線	3,034,548,378円

3 国直轄道路事業負担金(道路計画課)

国が実施する指定区間の国道(直轄国道)の整備等にかかる費用を負担することにより、国道1号静岡バイパス唐瀬～羽島IC間の4車線化が完成し、清水立体、寺尾交差点立体化事業等の推進が図られた。また、国道1号における電線共同溝の整備や国道1号南安倍地区等における交通安全事業の推進が図られた。

区 分	路 線 名	直轄事業費	負 担 率	負 担 金
国直轄道路事業	国道1号、国道52号	5,642,809,017円	1/3、1/2 外	2,044,655,145円

記載追加

2 国県道及び市道整備(道路計画課)

道路の整備計画である「静岡市のみちづくり」に基づき、国県道及び市道の改良整備を実施し、安全で円滑な交通の確保と生活環境の向上を図った。

区 分	事 業 内 容	事 業 費
道路改良	(国県道) (国)150号 外13路線	5,519,389,300円
	(市 道) 静岡下島線 外211路線	3,602,805,455円

成果指標			評 価	評価の理由	今後の取組内容
成果指標	目標(年度)	H24実績			
静岡市内の自動車利用者一人が一年間に渋滞によって失う時間を軽減	4,600分 (H21) ↓ 3,680分 (H26)	—	A	国の補正予算を活用し、事業の進捗を積極的に図った。	引き続き、国の補正予算等を積極的に活用し、事業の進捗を図る。
高速道路ICから20分以内に交流可能な圏域を拡大	88km ² (H20) ↓ 188km ² (H26)	—			
オクシズにおいて、住みやすく便利な暮らしができると思う市民の割合を向上させる	38% (H21) ↓ 55% (H26)	—			

決算説明資料(平成23年度、24年度)

(議決事件)

第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

静岡市議会の議決すべき事件等を定める条例(平成23年 条例第47号)により、基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止を議決事件として定めています。

また、平成26年度には、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決事項の指定について、議会の監視権が損なわれないことに留意しつつ円滑な市政運営に資するよう必要な見直しを行い議決しました。

第5章 議会運営

(議会運営)

第12条 市議会は、公正性を確保し、かつ、透明性の向上を図るとともに、市民に開かれた議会運営に努めるものとする。

2 市議会は、議長及び副議長の選出について、その過程を明らかにするものとする。

1 公正性の確保

(1) 議会内における公正性の確保

会派を基本単位として総括質問時間数を算定していますが、その際に、各会派に基礎時間を配分し、少数会派所属議員であっても会期ごとに総括質問ができるようにしています。一方、2月定例会の代表質問は、所属議員4人以上の交渉会派のみが行えることとするなど、メリハリをつけることにより議会内における公正性の確保に努めています。

また、全ての議員はいずれかの常任委員会に、正副議長及び議選監査委員を除く議員はいずれかの特別委員会に所属しています。

さらに、非交渉会派代表者を議会運営委員会のオブザーバー出席を可とするなど、少数会派所属議員であっても、市民の代表として議会活動できる仕組みを整えています。

(2) 市民に向けた公正性の確保

市政運営に関し市民の皆さんから議会に寄せられたご意見等に対する審査方法等の取扱いは、原則として議会運営委員会に諮り決定しています。このとき、請願については、所管委員会での審査を経て本会議での採決を、陳情については所管委員会における審査・採決を基本としています。

2 透明性の向上

第8条第1項の規定に基づき市議会の会議等は原則公開としているほか、委員会を含めた会議録も全て公開しています。さらに、議会だよりに議案に対する会派ごとの賛否一覧を掲載するなど、議会の透明性の確保に努めています。

3 議長及び副議長の選出

議長及び副議長（以下「正副議長」という。）の選出過程を明らかにするため、平成25年に正副議長選挙の事前に行う「所信表明会」についての実施要領を定めました。実施要領に基づき、所信表明会を公開し、その記録も作成しています。

(委員会活動)

第13条 委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営するものとする。

2 委員会は、特定の地域の住民に関係が深い事案又は当該住民の関心の高い事案について審査しようとするときその他必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。

本市議会には常設の常任委員会と議会運営委員会、これに加え、特別委員会を設置しています。

1 常任委員会

議案審議を合理的、能率的に行うため所管に関わる議案をします。

【常任委員会と所管事項】

名 称	所管事項
総務委員会	総務局、企画局及び財政局の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
市民環境教育委員会	市民局、区役所及び環境局並びに教育委員会の所管に関する事項
厚生委員会	保健福祉長寿局及び子ども未来局の所管に関する事項
観光文化経済委員会	観光交流文化局及び経済局並びに農業委員会の所管に関する事項
都市建設委員会	都市局及び建設局の所管に関する事項
企業消防委員会	上下水道局及び消防局の所管に関する事項

2 議会運営委員会

市議会を円滑に運営するため、議案の取扱いや審議手順等を協議、決定します。

3 特別委員会

市政の重要課題について調査・研究するため、平成25年度の改選の後の初めての定例会となる6月定例会で次の4特別委員会を設置しました。

【特別委員会と付託項目】

名 称	付託項目
総合治水及び災害対策調査特別委員会	巴川総合治水及び都市型浸水対策を含む総合的な水害対策、市域の海岸保全、並びに震災対策の調査及び整備策に関すること。
中山間地活性化調査特別委員会	中山間地の活性化及び振興策の調査及び整備策に関すること。
産業振興策調査特別委員会	建設・整備中のものを含む高規格道路・港湾等の沿線・周辺地域における産業振興、及び企業誘致を含む企業育成・雇用の確保に関する調査と整備・推進策に関すること。
観光・交流事業調査特別委員会	高規格道路・港湾・空港利用による誘客策や国内・外会議の誘致策、及び市内観光施設又はこれに類する施設に係る調査及び施策の推進に関すること。

また、各特別委員会では、付託された項目についての調査・研究を重ね、必要に応じ市当局への提言を行いました。

【特別委員会と付託項目】

		25年度	26年度	27年度
総合治水及び災害対策調査特別委員会	会議数	3	3	4
	提言数		1	
中山間地活性化調査特別委員会	会議数	4	6	4
	提言数	1	1	
産業振興策調査特別委員会	会議数	7	9	8
	提言数		2	2
観光・交流事業調査特別委員会	会議数	7	6	5
	提言数	1		1

4 地域における委員会の開催

第2項の規定に基づき次のとおり地域における委員会を開催しました。

(1) 観光・交流事業調査特別委員会

平成25年9月2日、清水マリビルにおいて委員会を開催しました。

委員会では、三保松原周辺及び日の出埠頭を視察した後、三保松原を活かした観光プロモーションについて協議しました。

(2) 産業振興策調査特別委員会

第6条4(2)参照

他都市の状況

常任委員会による条例発議：北九州市（平成 26 年度 議運視察）

（質問又は質疑等）

第 14 条 市議会議員は、会議等において質問又は質疑（以下この条において「質問等」という。）を行うに当たっては、当該質問等の論点を明確にするとともに、市民に分かりやすい方法で行うものとする。

2 市長等は、会議等における質問等に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で当該質問等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

平成 25 年 9 月定例会から一問一答の質問方式による個人質問の試行を開始しました。これに伴い、一問一答方式による質問議員のための質問席を理事者側と対面する形で設置しました（これまでは、全ての発言は演題で行っていた）。

なお、総括質問者数及び一問一答方式質問者数の推移は次のとおりです。

【総括質問質問者数等】

	25 年度	26 年度	27 年度
総括質問質問者数（人）	95	84	87
一問一答方式質問者（人）	16	8	7

他都市の状況

一問一答方式の採用：北斗市、宮城県及び郡山市（平成 25 年度 議運視察）

北九州市（平成 26 年度 議運視察）

長野市、金沢市（平成 27 年度 議運視察）

一問一答方式、分割方式の採用：新潟市（平成 27 年度 議運視察）

文書質問：金沢市（平成 27 年度 議運視察）

議員間討議の実施：長野市（平成 27 年度 議運視察）

第6章 市議会体制

(市議会の機能の強化)

第15条 市議会は、市長等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する市議会の機能の強化に努めるものとする。

1 議員発議条例

本条の規定による機能強化の結果として現れるものの一つに議員発議条例があります。

平成26年度には静岡市世界遺産三保松原保全活用条例を、27年度には静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例を制定しました。その結果、議員発議による政策条例は、静岡市めざせ茶どころ日本一条例（平成20年条例第160号）、静岡市ものづくり産業振興条例（平成23年条例第24号）を加えた4本（議会基本条例を除く。）となりました。

これら議員発議条例は、例えば、三保松原ビジターセンターや津波避難施設の整備など、市の施策を強力に後押しするものとなっています。

なお、本年度は（仮称）静岡市市民で守る歩行と自転車の安全条例の制定に向けた取組を進めています。

2 議員研修会

従来から引き続き議員研修会を開催しましたが、時宜を得た議題及び講師の選定に特に意を用いました。

【議員研修会実施状況】

開催日	演題（講師）
平成25年度	
9月5日	「コンパクトシティしずおかのまち」（山本副市長）
10月18日	「静岡市の経済成長力の現状と課題」 （法政大学静岡サテライトキャンパス長 坂本光司）
11月14日	「中山間地域の鳥獣被害の現状について」（市中山間地振興課職員）
2月12日	「ファシリティマネジメントについて」 （公共建築マネジメント研究センター主任研究員 池澤龍三）
平成26年度	
6月2日	「静岡市財政の現状と課題」（河野財政局長）
9月10日	「静岡を元気にするには」（日本銀行静岡支店長 服部守親）
12月16日	「世界は日本に何を求めているか」（全文化庁長官 近藤誠一）

開催日	演題（講師）
平成 27 年度	
6 月 2 日	「地方創生元年を迎えて」（まち・ひと・しごと創生本部 高橋和久）
9 月 10 日	「救急体制の現状～命を守る救急救命～」（市消防局職員）
12 月 16 日	「人を呼び込む仕掛けづくり」 （観光まちづくりカウンセラー 今村まゆみ）
2 月 3 日	「若者が参加したくなるまちづくり」 （NPO 法人ユースクリエイイト代表 原田謙介）

3 議員に向けての情報提供

議員からの調査依頼に基づく情報提供に加え、議会事務局からの自発的な情報提供の充実にも努めました。

また、政策法務や特定のテーマを掘り下げ議員の皆さんに紹介するために、平成 25 年度に年 2 回の発行で創刊した「LEGAL NEXT」は、26 年度から年 4 回の季刊化に切り替え、さらに、時宜に則したテーマを取り上げる「調査法制通信」を平成 28 年度に創刊し月 2 回発行しています。

4 第 11 回全国市議会議長会研究フォーラム in 静岡の開催

全国の市議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等についての情報、意見交換を行い、地方分権時代に即応した議会機能の充実と活力ある地域づくりに資することを目的に「全国市議会議長会研究フォーラム」が毎年（1 回）行われています。本市議会では、平成 23 年度から招致活動を続け、本年度、本市で開催する運びとなりました。

第 11 回フォーラムでは、議会の監視権を中心に研究します。また、主な内容は次のとおりです。

- ・基調講演「二元代表制と議会の監視機能」（東京大学名誉教授 大森 彌 氏）
- ・パネルディスカッション「監視権の活用による議会改革」
（静岡市議会議長 栗田裕之ほか）
- ・課題討議「監視権を如何に行使すべきか」（中央大学経済学部教授 佐々木信夫 氏）

（議会改革の推進）

第 16 条 市議会は、議会改革を推進するとともに、市議会の活性化を図るため、議長が必要と認めるときは、市議会議員で組織する議会改革推進会議を設置することができる。

議会改革推進会議の設置はありませんが、議会運営委員会において先進都市の取組状況等を調査し議会運営の参考としました。

他都市の状況

タブレット端末の設置、ペーパーレス議会：霧島市（平成 25 年度 議運視察）
逗子市（平成 28 年度 議運視察）
飯能市（平成 26 年度 県事務研視察）

通年会期の導入：金沢市（平成 27 年度 議運視察）
四日市市（平成 25 年 県事務研視察）

議長の諮問機関の設置：長野市（平成 27 年度 議運視察）

大学との相互協力協定の締結：山形県（平成 28 年度 議運視察）

災害時における議会運営：宮城県（平成 28 年度 議運視察）

議会改革全般（政策検討会議、議会 BCP、パートナーシップ協定等）
：大津市（平成 27 年度 事務研視察）

（議会事務局等）

第 17 条 市議会は、市議会の機能の充実を図るため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 市議会は、市議会議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

1 議会事務局の機能強化

本報告書に記載した議会改革への取組みを議会事務局一丸となって進めることを通し、その機能強化に努めてきました。

2 議会事務局の組織体制整備

平成 26 年度から議会事務局課長会議を定期的かつ臨時的に開催し、議会事務局における問題・課題の共有等を図ることとしました。さらに、27 年度には事務局内の事務配分を見直すとともに、重点課題については、プロジェクトチームを設置し事務処理を行うなど議会事務局の一体性を高めるとともに迅速かつ円滑に事務を処理する体制を整えました。

3 議会図書室の充実

(1) 議会図書室再整備

平成 25 年度から再整備に着手し、図書の大量廃棄、配架位置の変更、特設コーナーの設置等を行い、図書の検索容易性を高めるとともに閲覧環境を整備しました。

(2) 蔵書・行政資料の充実

蔵書に多様性を持たせるため平成 27 年度から購入図書選定方法を見直したほか、国の審議会資料等の収蔵も開始しました。

また、良好な図書室環境を保持していくため蔵書廃棄基準も見直しました。

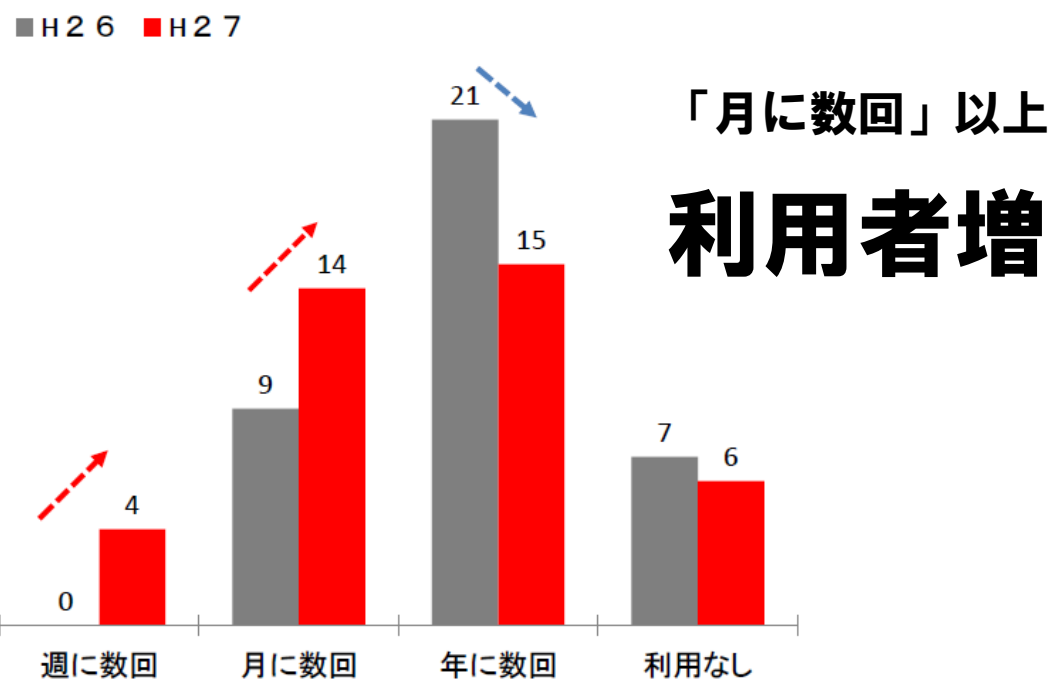
(3) 図書室情報の発信

平成 27 年度から毎月図書を購入することにし、これにあわせ新着図書情報を発信することとしました（新着雑誌情報も同様に実施。）。

(4) 図書室アンケート

平成 26 年度から議会図書室アンケートを年 1 回実施し、議員の皆さんの図書室利用状況や議会図書室に対する要望等の把握に努めています。26 年度と 27 年度のアンケート結果から、議員の皆さんの図書室利用頻度が高まっていることが確認できました。

【図書室アンケート結果（図書室の利用頻度）】



第7章 雑則

(他の条例等との関係)

第18条 この条例は、市議会に関する基本的事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

改選前の取組になりますが、平成24年度末に議会基本条例を運用するために不可欠な『意見交換会』実施要領や『所信表明会』実施要領等を議会運営委員会において決定しました。

(条例の見直し)

第19条 市議会は、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

これまで、この条例の見直しは行っていませんが、議会運営の参考にするため議会運営委員会による先進事例視察を行うとともに、議会改革に向けた機運を継続させるため本報告書を作成しました。

【(参考) 議員名簿 (平成 28 年 9 月 1 日現在)】

議長：栗田裕之、副議長：水野敏夫

氏名	選出区	会派	氏名	選出区	会派
池谷 大輔	駿河区	維新の会	山本 彰彦	葵区	公明党
寺尾 昭	駿河区	日本共産党	馬居喜代子	葵区	公明党
山梨 渉	清水区	公明党	風間 重樹	清水区	志政会
石井 孝治	駿河区	志政会	水野 敏夫	清水区	志政会
鈴木 直明	清水区	志政会	中山 道晴	葵区	志政会
平島 政二	葵区	志政会	山根田鶴子	清水区	自由民主党
畑田 響	駿河区	自由民主党	浅場 武	駿河区	自由民主党
福地 健	葵区	自由民主党	亀澤 敏之	駿河区	自由民主党
工藤 公彦	葵区	自由民主党	三浦 雅司	駿河区	自由民主党
早川 清文	清水区	自由民主党	遠藤 裕孝	清水区	自由民主党
尾崎 剛司	葵区	維新の会	石上 顕太郎	葵区	自由民主党
西谷 博子	清水区	日本共産党	安竹 信男	葵区	山と町
大石 直樹	清水区	公明党	山本 明久	葵区	日本共産党
井上 智仁	駿河区	公明党	内田 隆典	清水区	日本共産党
池邨 善満	駿河区	志政会	岩崎 良浩	駿河区	公明党
遠藤 広樹	清水区	志政会	白鳥 実	葵区	志政会
佐藤 成子	駿河区	志政会	望月 厚司	清水区	志政会
望月 俊明	清水区	自由民主党	栗田 知明	清水区	志政会
大村 一雄	清水区	自由民主党	井上 恒彌	葵区	自由民主党
丹沢 卓久	葵区	自由民主党	田形 清信	駿河区	自由民主党
牧田 博之	清水区	自由民主党	栗田 裕之	清水区	自由民主党
繁田 和三	葵区	自由民主党	鈴木 和彦	葵区	自由民主党
松谷 清	葵区	緑の党	伊東 稔浩	駿河区	自由民主党
鈴木 節子	葵区	日本共産党			

※ 議席番号順

【維新の会】日本維新の会静岡市議会議員団

【日本共産党】日本共産党静岡市議会議員団

【公明党】公明党静岡市議会

【自由民主党】自由民主党静岡市議会議員団

【緑の党】緑の党 Greens Japan

【山と町】「山と町」安全の会